

愛媛大学では、文部科学省教育関係共同利用拠点事業の一環としてスタッフ・ティペロップメント・コーディネーター(SDC)を養成する取組を行っている。大学の経営においては職員力が重視されているが、各大学でSDCがどのように行われているのか。このたびは同大学教育企画室の協力を得て、SDCの取り組みを5回にわたり連載する。

認定は学習を促進する

キャリアコンサルタント、社会保険労務士、衛生管理者などの資格が記された大学職員の名刺を見たことはないだろうか。教員免許や修士などの学位が記されている場合もあるだろう。

個人の能力を保証する認定という行為は、学習者に大きな影響を与える。認定は特定の分野における知識や技能の水準を示し、学習者が目指すべき到達目標を明確にする。また、認定されることを目指して学習者の意欲を高める効果もある。

認定を受けることで、個人はその分野での専門性を証明することができる。はなないだろうか。

就職、昇進、キャリア変更の際に有利に働くこともあるだろう。資格などの能力証明に対して奨励金などを提供する大学も少なくない。

そもそも考えてみれば、大学は学生に教育する機関であるが、同時に学位によって学生の能力を保証する機関でもある。大学が授与する学位が社会で認められるから、学生の学習が推進されるという側面は無視できない。大学職員の学習の文脈においても、単に大学が研修の機会を提供するだけでなく、能力を保証する認定を有効に活用することもできるのである。

SDCコーディネーター認定制度

愛媛大学の教育企画室は、SDCコーディネーター(以下、SDC)の認定制度を運営している。



SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCの認定制度は、2011年に開始している。2010年から現在まで教育企画室は文部科学大臣によって継続的に教育関係の共同利用拠点として認定されている。

SDを推進する職員①

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

SDCとは、大学職員の能力開発に関する知識や技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者である。

愛媛大学が認定するSDCコーディネーター

拠点事業の取り組みとして、SDの実践的指導者を認定することになった。2012年3月に愛媛大学職員が第1号のSDCとして認定された。

2017年の大学設置基準の改正により、大学にSDの義務化されたが、それ以前にSDCの認定制度を構築したことになる。当時、教育企画室はFDの専門家である

SDCの認定制度で、認定に求められる基準を定めている(表)。この基準を満たしたと考える申請者が、定められた申請書を記入しポートフォリオとエビデンスを添えて申請を行う。次に、認定委員会による書類審査および面接審査が行われる。認定委員会の審査結果をもとに、教育企画室共同利用運営委員会が認定した者に認定証

を授与することになる。SDCの実践的指導者として、SDCの認定を受けることになった。また、名称に関しては、ファカルティ・ディベロップメントに合わせ、SDCコーディネーターという名称が用いられることになった。

SDC養成講座と支援
愛媛大学では、SDCを認定するだけでなく、養成を目指したSDC養成講座も開講してきた。

SDC養成講座を受講すればSDCに認定されるものではないが、SDCとして認定されるための基本知識を身につけることを6回実施してきた。

SDCに認定された後に、所属大学のSDの企画を進めたり、SDの講師を担当したりしている。また、所属大学外でのSDの企画やSDの講師を担当する者も少なくない。SDCに認定された者の間の交流も進んでおり、大学間ネットワークで活躍する者もいる。自分の名刺にSDCを記す職員も見られる。

表 SDCコーディネーターの認定基準

1. 高等教育機関のSDの推進に対する意欲と展望を有している。
2. 高等教育機関におけるSDプログラム開発・企画・評価の手法を修得している。
3. 本拠点が主催するSDC養成講座を修了している。もしくは、修了した者と同等の能力があると認められる。
4. 所属機関以外が主催する研修の複数回の講師経験がある。
5. 講師として効果的な研修を担当できる。

今後の認定制度

愛媛大学が10年以上にわたって運営してきたSDCの認定制度は一定の成果があったといえるだろう。そして、このような認定制度は今後より重要な役割を果たすことになるだろう。

(愛媛大学教育・学生支援機構 教育企画室 中井俊樹)

SDCの認定制度による

SDCの認定制度による